

福岡市民ホールの利用料金

1 ホール

(単位:円)

区分				基本料金						超過料金		
				9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 22時まで	9時から 17時まで	13時から 22時まで	9時から 22時まで	12時から 13時まで	17時から 18時まで	22時から翌 日の9時ま で(1時間 までごと に)
大ホール	一般利用	公演・ 本番等	平日	22,000	88,000	110,000	110,000	198,000	220,000	22,000	27,500	—
			土日祝	26,400	105,600	132,000	132,000	237,600	264,000	26,400	33,000	—
		練習・ 準備	平日	15,400	61,600	77,000	77,000	138,600	154,000	15,400	19,250	28,870
			土日祝	18,480	73,920	92,400	92,400	166,320	184,800	18,480	23,100	34,650
	興行利用等	公演・ 本番等	平日	56,800	227,200	284,000	284,000	511,200	568,000	56,800	71,000	—
			土日祝	68,200	272,800	341,000	341,000	613,800	682,000	68,200	85,250	—
		練習・ 準備	平日	39,760	159,040	198,800	198,800	357,840	397,600	39,760	49,700	74,550
			土日祝	47,740	190,960	238,700	238,700	429,660	477,400	47,740	59,670	89,510
大ホール (1階席以外の客席を利用しない場合)	一般利用	公演・ 本番等	平日	15,400	61,600	77,000	77,000	138,600	154,000	15,400	19,250	—
			土日祝	18,480	73,920	92,400	92,400	166,320	184,800	18,480	23,100	—
		練習・ 準備	平日	10,780	43,120	53,900	53,900	97,020	107,800	10,780	13,470	20,210
			土日祝	12,930	51,740	64,680	64,670	116,420	129,350	12,930	16,170	24,250
	興行利用等	公演・ 本番等	平日	39,760	159,040	198,800	198,800	357,840	397,600	39,760	49,700	—
			土日祝	47,740	190,960	238,700	238,700	429,660	477,400	47,740	59,670	—
		練習・ 準備	平日	27,830	111,320	139,160	139,150	250,480	278,310	27,830	34,790	52,180

			土日祝	33,410	133,670	167,090	167,080	300,760	334,170	33,410	41,770	62,650
中ホ ール	一般 利 用	公演・ 本番等	平日	8,800	35,200	44,000	44,000	79,200	88,000	8,800	11,000	—
			土日祝	10,560	42,240	52,800	52,800	95,040	105,600	10,560	13,200	—
		練習・ 準備	平日	6,160	24,640	30,800	30,800	55,440	61,600	6,160	7,700	11,550
			土日祝	7,390	29,560	36,960	36,950	66,520	73,910	7,390	9,240	13,860
	興 行 利 用 等	公演・ 本番等	平日	22,720	90,880	113,600	113,600	204,480	227,200	22,720	28,400	—
			土日祝	27,280	109,120	136,400	136,400	245,520	272,800	27,280	34,100	—
		練習・ 準備	平日	15,900	63,610	79,520	79,510	143,130	159,030	15,900	19,880	29,820
			土日祝	19,090	76,380	95,480	95,470	171,860	190,950	19,090	23,870	35,800
中ホ ール (1 階席 以 外 の客 席を 利 用 し な い場 合)	一般 利 用	公演・ 本番等	平日	6,160	24,640	30,800	30,800	55,440	61,600	6,160	7,700	—
			土日祝	7,390	29,560	36,960	36,960	66,520	73,910	7,390	9,240	—
		練習・ 準備	平日	4,310	17,240	21,560	21,560	38,800	43,110	4,310	5,390	8,080
			土日祝	5,170	20,690	25,870	25,860	46,560	51,730	5,170	6,460	9,700
	興 行 利 用 等	公演・ 本番等	平日	15,900	63,610	79,520	79,520	143,130	159,030	15,900	19,880	—
			土日祝	19,090	76,380	95,480	95,480	171,860	190,950	19,090	23,870	—
		練習・ 準備	平日	11,130	44,520	55,660	55,650	100,190	111,310	11,130	13,910	20,870
			土日祝	13,360	53,460	66,830	66,820	120,300	133,650	13,360	16,700	25,060
小ホ ール	一般 利 用	平日		1,650	6,600	8,250	8,250	14,850	16,500	1,650	2,060	3,090
		土日祝		1,980	7,920	9,900	9,900	17,820	19,800	1,980	2,470	3,710

興 行 利 用 等	平日	3,300	13,200	16,500	16,500	29,700	33,000	3,300	4,120	6,180
	土日祝	3,960	15,840	19,800	19,800	35,640	39,600	3,960	4,950	7,420

備考

- 「興行利用等」とは、ホールの利用にあたり次の各号のいずれかに該当する場合の利用をいい、「一般利用」とはそれ以外の利用をいう。
 - 入場料金を徴収する催物を行うとき。
 - 営業の宣伝その他これに類する催物を行うとき。
 - 営利行為を伴う催物を行うとき。
- 「練習・準備」とは大ホール又は中ホールの練習又は準備のための利用をいい、「公演・本番等」とはそれ以外の利用をいう。
- 「土日祝」とは土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日をいい、「平日」とはそれ以外の日をいう。
- 大ホール又は中ホールで物品販売を行う場合は、1 日 1 平方メートルあたり 5,500 円（消費税相当額を含む。）を加算する。ただし、1 平方メートルを超えるものであっても、60 センチメートル×180 センチメートル以下のテーブルを使用する場合は、1 平方メートルとみなすものとする。
- 開館時間外のホールの利用料金は、各ホールの練習・準備に係る 22 時から翌日の 9 時までの超過料金の額とする。
- 第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合の利用に係る利用料金の額は、「一般利用」の額とする。
 - 第 1 項第 1 号のみに該当する場合で、入場料金の額（数種の入場料金を徴収する場合にあっては、その最も高い額。第 3 号において同じ。）が 1 人 1 回の入場について 5,000 円以下であるとき。
 - 第 1 項第 3 号のみに該当する場合で、催物に関わる物品販売を 2 平方メートル以内の範囲でするとき。
 - 第 1 項第 1 号及び第 3 号のいずれにも該当する場合（同項第 2 号に該当する場合を除く。）で、入場料金の額が 1 人 1 回の入場について 5,000 円以下であり、かつ、催物に関わる物品販売を 2 平方メートル以内の範囲でするとき。
- 大ホール又は中ホールの利用料金の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。
 - 福岡市が主催する行事に利用するとき。 5 割相当額
 - 福岡市が経費の一部を負担して共催する行事に利用するとき。 2 割相当額
 - 公益財団法人福岡市文化芸術振興財団が主催する行事に利用するとき。 5 割相当額
 - 公益財団法人福岡市文化芸術振興財団が経費の一部を負担して共催する行事に利用するとき。 2 割相当額
- 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。 5 割相当額
- 小ホールの利用料金の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。
 - 福岡市が主催し、又は共催する行事に利用するとき。 全額
 - 福岡市が経費の一部を負担して後援する行事に利用するとき。 5 割相当額
 - 公益財団法人福岡市文化芸術振興財団が主催し、又は共催する行事に利用するとき。 全額

- (4) 公益財団法人福岡市文化芸術振興財団が経費の一部を負担して後援する行事に利用するとき。 5割相当額
- (5) 次に掲げるものが利用するとき。 5割相当額
- ア 利用する日の属する年度の末日において 18 歳以下の者
 - イ 65 歳以上の者
 - ウ 18 歳未満の者又は 65 歳以上の者を主たる構成員とする団体
- (6) 心身障がい者(身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)に規定する身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)に規定する精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けている者をいう。以下同じ。)又は心身障がい者を主たる構成員とする団体が利用するとき。全額
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。 5割相当額

2 リハーサル室・練習室

(単位：円)

区分	基本料金										超過料金			
	9時から12時30分まで	13時から15時30分まで	16時から18時30分まで	19時から22時まで	9時から15時30分まで	13時から18時22時まで	16時から22時まで	9時から18時まで	13時から22時まで	12時30分から13時30分まで	15時30分から16時30分まで	18時30分から19時30分まで	22時から翌日9時まで(1時間ごとに)	
リハーサル室	4,200	7,000	7,000	9,800	11,200	14,000	16,800	18,200	23,800	28,000	2,800	2,800	3,260	4,900
練習室1	360	600	600	840	960	1,200	1,440	1,560	2,040	2,400	240	240	280	420
練習室2	200	360	360	480	560	720	840	920	1,200	1,400	140	140	160	240
練習室3	320	520	520	740	840	1,040	1,260	1,360	1,780	2,100	200	200	240	370

備考

- 開館時間外のリハーサル室・練習室の利用料金は、各室の 22 時から翌日の 9 時までの超過料金の額を適用するものとする。
- 利用料金の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。
 - 福岡市が主催し、又は共催する行事に利用するとき。 全額
 - 福岡市が経費の一部を負担して後援する行事に利用するとき。 5割相当額
 - 公益財団法人福岡市文化芸術振興財団が主催し、又は共催する行事に利用するとき。 全額
 - 公益財団法人福岡市文化芸術振興財団が経費の一部を負担して後援する行事に利用するとき。 5割相当額
- 次に掲げるものが利用するとき。 5割相当額

- ア 利用する日の属する年度の末日において 18 歳以下の者
 - イ 65 歳以上の者
 - ウ 18 歳未満の者又は 65 歳以上の者を主たる構成員とする団体
- (6) 心身障がい者又は心身障がい者を主たる構成員とする団体が利用するとき。 全額
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。 5 割相当額

3 エントランスホール

(単位：円)

区分		単位	金額
エントランスホール	一般利用	1 日 1 平方メートルにつき	200
	興行利用等		400

備考

- 1 「興行利用等」とは、エントランスホールの利用にあたり次の各号のいずれかに該当する場合の利用をいい、「一般利用」とはそれ以外の利用をいう。
- (1) 入場料金を徴収する催物を行うとき。
 - (2) 営業の宣伝その他これに類する催物を行うとき。
 - (3) 営利行為を伴う催物を行うとき。
- 2 エントランスホールで物品販売を行う場合は、1 日 1 平方メートルあたり 5,500 円（消費税相当額を含む。）を加算する。ただし、1 平方メートルを超えるものであっても、60 センチメートル×180 センチメートル以下のテーブルを使用する場合は、1 平方メートルとみなすものとする。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、同項第 3 号に該当する場合で、催物に関わる物品販売を 2 平方メートル以内の範囲でするべきの利用に係る利用料金の額は、「一般利用」の額とする。
- 4 利用料金の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。
- (1) 福岡市が主催し、又は共催する行事に利用するとき。 全額
 - (2) 福岡市が経費の一部を負担して後援する行事に利用するとき。 5 割相当額
 - (3) 公益財団法人福岡市文化芸術振興財団が主催し、又は共催する行事に利用するとき。 全額
 - (4) 公益財団法人福岡市文化芸術振興財団が経費の一部を負担して後援する行事に利用するとき。 5 割相当額
- (5) 次に掲げるものが利用するとき。 5 割相当額
- ア 利用する日の属する年度の末日において 18 歳以下の者
 - イ 65 歳以上の者
 - ウ 18 歳未満の者又は 65 歳以上の者を主たる構成員とする団体
- (6) 心身障がい者又は心身障がい者を主たる構成員とする団体が利用するとき。 全額
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。 5 割相当額

4 駐車場

(単位：円)

区分	単位	金額
普通自動車	1 台 1 回につき 30 分までごとに	200
大型自動車等	1 台 1 回につき 1 日までごとに	4,000

備考

- 1 「普通自動車」とは道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車を、「大型自動車等」とは同条に規定する大型自動車、中型自動車及び準中型自動車をいう。
- 2 次に掲げる自動車の利用料金は、全額免除とする。
 - (1) 福岡市の公用自動車が利用するとき。
 - (2) 心身障がい者が運転し、又は同乗する自動車が利用するとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める自動車が利用するとき。

5 附属設備

(単位:円)

種別	品名	単位	金額	備考
舞台設備	オーケストラピット	1基	5,500	セット料を含まず。
	音響反射板（大ホール）	1組	5,500	
	音響反射板（中ホール）	1組	4,400	
	電動吊りバトン	1本	800	
	スクリーン	1枚	2,200	
	大黒幕	1枚	2,200	
	舞台迫（大ホール）	1台	2,200	
	平台	1枚	220	
	開き足	1脚	110	
	箱足	1個	60	
	所作台	1式	8,800	
	花道用所作台	1式	2,200	
	仮設花道	1か所	8,800	セット料を含まず。
	仮設鳥屋	1式	2,200	
	仮設舞台（小ホール）	1式	8,800	
	松羽目	1式	2,200	
	竹羽目	1式	2,200	
	日舞囲い	1式	3,300	
	高座用座布団	1枚	110	
	長座布団	1枚	110	
	緋毛氈	1枚	330	
	バレエ用シート	1式	4,400	
	紗幕	1枚	3,300	
	地絣	1枚	2,200	
	上敷ゴザ	1枚	220	
	移動式姿見	1台	220	
	演台	1組	880	
	司会者台	1台	660	
	舞台用長机	1台	170	
	舞台用椅子	1脚	80	
金屏風	1双	2,200		

	国旗・市旗	1 セット	440	
	プログラムスタンド	1 台	220	
照明設備	ボーダーライト	1 列	1,200	
	天井反響板ライト	1 式	3,300	
	スポットライト	1 台	660	
	ピンスポットライト 2 kW	1 台	3,300	
	ピンスポットライト (LED)	1 台	1,650	
	アッパーホリゾントライト	1 列	3,300	
	ロアーホリゾントライト	1 列	3,300	
	フットライト	1 台	660	
	スタンド	1 本	60	
	ミラーボール	1 台	660	
	効果用マシン	1 台	1,650	
	トーメンタルタワー	1 基	800	
	照明 A セット	1 式	16,500	スポットライト 50 台まで
	照明 B セット	1 式	26,400	スポットライト 100 台まで
	照明 C セット	1 式	35,200	スポットライト 150 台まで
	照明 D セット	1 式	44,000	スポットライト 200 台まで
音響・映像 設備	コンデンサーマイク	1 本	2,200	
	ダイナミックマイク	1 本	660	
	ワイヤレスマイク (大ホール、中ホール)	1 本	2,200	
	ワイヤレスマイク (小ホール)	1 本	1,100	
	ワイヤレスマイク (リハーサル室)	1 本	700	
	吊りマイク装置	1 台	1,100	
	スタンド	1 本	60	
	ダイレクトボックス	1 個	220	
	ステージモニタースピーカー (大ホール、中ホール)	1 対	1,650	
	ステージモニタースピーカー (小ホール)	1 対	1,100	
	移動型スピーカー (リハーサル室)	1 対	880	
	カセットデッキ	1 台	550	
	CDプレーヤー	1 台	880	
	CDレコーダー	1 台	880	
	デジタルオーディオレコーダー	1 台	880	
	DATレコーダー	1 台	880	
	MDデッキ	1 台	880	
	ラジカセ	1 台	550	
	移動用デジタルミキサー	1 台	3,300	
	映像プロジェクター	1 台	4,400	
	移動式プロジェクター	1 台	1,650	
	インカム	1 セット	880	

	音響基本セット（大ホール）	1 式	3,300	
	音響基本セット（中ホール）	1 式	2,200	
	音響基本セット（小ホール）	1 式	1,650	
	音響基本セット（リハーサル室）	1 式	2,000	
	簡易 P A セット（練習室）	1 式	1,500	
楽器・音楽 備品	フルコンサートピアノ A	1 台	11,000	調律料を含まず。
	フルコンサートピアノ B	1 台	10,000	調律料を含まず。
	セミコンサートピアノ	1 台	6,600	調律料を含まず。
	アップライトピアノ	1 台	1,000	調律料を含まず。
	ピアノ椅子（背なし）	1 脚	110	
	ピアノ椅子（背付き）	1 脚	110	
	指揮者台	1 台	550	
	指揮者用譜面台	1 台	330	
	演奏者用譜面台 A	1 台	110	
	演奏者用譜面台 B	1 台	50	
	譜面灯	1 灯	110	
	コントラバス椅子	1 脚	110	
	チェロ椅子	1 脚	110	
	演奏者用椅子	1 脚	110	
	電子ピアノ	1 台	700	
	ドラムセット	1 台	1,400	
	ギターアンプヘッド	1 台	700	
	ギターアンプ	1 台	700	
	一体型ギターアンプ	1 台	700	
	ベースアンプ	1 台	700	
	ベースアンプヘッド	1 台	700	
	シンセサイザー	1 台	700	
	シンセサイザー用アンプ	1 台	700	
	メトロノーム	1 台	160	
	オーケストラセット A	1 式	8,800	
	オーケストラセット B	1 式	5,500	
その他 備考	移動式ダンスバースタンドセット	1 式	3,500	
	会議用長机	1 台	130	
	会議用椅子	1 脚	60	
	演台（小）	1 組	440	
	シャワー室	1 室	800	1 日につき
	洗濯設備	1 台	2,400	1 日につき
	コンセント	1 kW	270	

備考

- 1 大ホール、中ホール又は小ホールを利用する場合で、当該利用が1ホールの表備考第1項に規定する「興行利用等」に該当するとき（ただし、同表備考第6項の「一般利用」の額とするときを除く。）にあっては、附属設備の利用料金の額は、この表に定める額の5割増しとする。
- 2 大ホール、中ホール、小ホール又はエントランスホールを利用する場合において、この表及び前項に定める利用料金（シャワー室及び洗濯設備に係るものを除く。）は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後10時までをそれぞれ1回とした利用料金とする。
- 3 大ホール、中ホール又は小ホールを利用する場合において、午前9時から午後5時まで及び午後1時から午後10時までの利用料金については、前項の1回とした利用料金の額の2倍とし、午前9時から午後10時までの利用料金については前項の1回とした利用料金の額の3倍とする。
- 4 前2項の区分による利用時間を超えて利用するときの利用料金は、1時間までごとにこの表及び第1項に定める利用料金の4割相当額とする。
- 5 リハーサル室・練習室を利用する場合において、この表に掲げる利用料金の額は、午前9時から午後零時30分まで、午後1時から午後3時30分まで、午後4時から午後6時30分まで及び午後7時から午後10時までをそれぞれ1回とした利用料金とする。
- 6 リハーサル室・練習室を利用する場合において、午前9時から午後3時30分まで、午後1時から午後6時30分まで及び午後4時から午後10時までの利用料金については、それぞれ前項の1回とした利用料金の額の2倍とし、午前9時から午後6時30分まで及び午後1時から午後10時までの利用料金については、それぞれ前項の1回とした利用料金の額の3倍とし、午前9時から午後10時までの利用料金については前項の1回とした利用料金の額の4倍とする。
- 7 前2項の区分による利用時間を超えて利用するときの利用料金の額は、30分までごとにこの表に定める利用料金の2割相当額とする。
- 8 小ホール、リハーサル室・練習室又はエントランスホールを利用する場合に使用する附属設備の利用料金の減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額について行うものとする。
 - (1) 福岡市が主催し、又は共催する行事に利用するとき。 全額
 - (2) 福岡市が経費の一部を負担して後援する行事に利用するとき。 5割相当額
 - (3) 公益財団法人福岡市文化芸術振興財団が主催し、又は共催する行事に利用するとき。 全額
 - (4) 公益財団法人福岡市文化芸術振興財団が経費の一部を負担して後援する行事に利用するとき。 5割相当額
 - (5) 次に掲げるものが利用するとき。 5割相当額
 - ア 利用する日の属する年度の末日において18歳以下の者
 - イ 65歳以上の者
 - ウ 18歳未満の者又は65歳以上の者を主たる構成員とする団体
 - (6) 心身障がい者又は心身障がい者を主たる構成員とする団体が利用するとき。 全額
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。 5割相当額